

全体会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また、立木竹は保険金額によって評価していますので、自然林など保険の対象としていないものは含まれておりません。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。また、）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年

工作物 6年～60年

物品 2年～40年

(注) 立木竹は減価償却の対象外としています。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格があるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

② 市場価格がないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としております。 ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③ 市場価格がないもののうち連結対象団体及び会計に対するものについては、実質価額が著しく低下している場合には、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度の臨時損益として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上してあります。なお、実質価額が出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち軽米町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理及び資金運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）を資金の範囲としております。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

② 物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しております。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じております。

2 重要な会計方針の変更

該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

該当する事項はありません。

4 偶発債務

該当する事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。また、連結方法は全部連結によっています。

- ア 一般会計
- イ 国民健康保険特別会計
- ウ 下水道事業特別会計
- エ 介護保険特別会計
- オ 後期高齢者医療特別会計
- カ 水道事業会計（地方公営企業会計適用）

② 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円単位で表示しています。

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額

0 円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産はありません。

② 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

0 千円

(3) 水道事業会計の会計方針等について

① 平成 26 年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用しています。

② 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法による。（ただし、取替資産については取替法による）

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・先入先出法による原価法

④ 引当金の計上基準及び算定方法

ア 賞与引当金（法定福利費引当金を含む）

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上しています。

イ 退職給付引当金

一般会計で負担計上するため、計上はしていません。

ウ 徴収不能引当金（貸倒引当金）

債権の不納欠損による損失に備えるため、将来に向け回収不能見込額を計上しています。

⑤ 新会計基準移行に係る経過措置

ア 修繕引当金に係る経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取崩すことにしています。

金額は千円単位で表示しております。表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。